

多治見市区画整理

直接施行は「違法」

岐阜地裁 地権者の損失認定

岐阜県多治見市がJR多治見駅周辺で進める地区区画整理事業で、建物などを強制的に移転させる「直接施行」を受けた地権者の男性が、手続きは違法だとし、市に約1億円の損失補償などを求めた訴訟の判決が19日、岐阜地裁であった。針塚遵裁判長は「男性の土地はすでに第三者の仮換地に指定され、市の管理権は及ばず、直接施行は違法だ」として、市に2993万円の支払いを命じた。

問題となつたのは、男性と家族が所有する月決め駐車場の土地(1490平方メートル)。市は2006年2

月、その一部が仮設道路の予定地にかかるため、土地区画整理法に基づき、近くに代替の駐車場(1290平方メートル)を用意し、直接施行した。

市側は「駐車場を用意したのだから、市の裁量で土地区画整理ができる」と主張していたが、判決は「市は土地収用法による事業認定をして、仮設道路の設置工事をすべきだった」と指摘。駐車場が破壊されたり、営業できなくなつたりした損失を認めた。

訴訟に先だって、同県收用委員会が示した損失補償額は2161万円だった。